前橋協立病院　指定訪問リハビリテーション事業所　事業運営規程

（事業の目的）
第１条
１．群馬中央医療生活協同組合（以下「事業者」という。）が開設する前橋協立病院訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士（以下「従業者」という。）が、主治医に訪問リハビリテーションの必要性を認められた要支援状態または要介護状態にある高齢者（以下「要支援・要介護者等」という。）に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）
第２条
１．事業所の従業者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーション計画に基づいて、理学療法およびその他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
２．事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）
第３条
１．事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
　一　名　称　前橋協立病院　指定訪問リハビリテーション事業所
　二　所在地　前橋市朝倉町８２８番地１

（従業者の職種、員数及び職務内容）
第４条
１．事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
　一　医師　１名
　　医師は要支援者および要介護者の全身状況を把握し、必要な指示を行う。
　二　理学療法士　５名、作業療法士　６名、言語聴覚士　３名
　　理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画に基づき、リハビリテーションの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）
第５条
１．事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
　一　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、１２月３０日から１月３日までの間は除く。
　二　営業時間　午前８時３０分～午後５時までとする。

（訪問リハビリテーションの内容）
第６条
１．訪問リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。
　一　機能訓練（リハビリテーション）
　二　家屋改修の相談
　三　健康チェック
　四　介護相談
　五　活動・参加に資する援助
　六　その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）
第７条
１．訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。
　一 介護保険を利用する場合、介護報酬告示上の額とし、訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その１割の額とする。
　二 医療保険を利用する場合、１単位（２０分）３０００円とし、利用者の負担割合による額とする。
２．前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
　一　訪問リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるもの、及び機能訓練を提供する上で必要とする材料に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。この場合は、事前に利用者又は家族にその内容をご説明し、同意を頂くこととする。

（通常の事業の実施地域）
第８条
１．通常の事業の実施地域は、前橋市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）
第９条
１．利用者は、訪問リハビリテーションの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
　一　健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

（事故発生時の対応）
第１０条
１．事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
２．事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
３．事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（苦情処理）
第１１条
１．管理者は、提供した訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（個人情報の保護）
第１２条
１．事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
２．事業所が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）
第１５条
１．事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
一　採用時研修　採用後１か月以内
二　継続研修　　年１回以上
２．従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３．事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
４．この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は群馬通中央医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2015 年 4 月 2 日改訂
2017 年 4 月 1 日改訂
2025 年 6 月 1 日改訂